

平成 29 年 7 月 5 日からの大雨による被災者に係る被保険者証等の掲示等について

後期高齢者医療の保険証を紛失あるいは家庭に残したまま避難していることにより、医療機関に提示できない場合は、以下の事項を医療機関に申告することで保険診療が受けられます。

(1)氏名

(2)生年月日

(3)連絡先(電話番号等)

(4)住所(国民健康保険組合の被保険者は住所と組合名)

災害等による保険料減免・一部負担金減免についてのお知らせ

①保険料の減免について

保険料の減免

災害や失業など特別な事情がある場合には減免などの制度があります。お住まいの市町村の窓口へご相談ください。

- ・ 震災、風水害、火災などの災害により、被保険者等の住宅や家財に 30%以上の損害を受けた場合
- ・ 被保険者の属する世帯の世帯主が死亡したことや、世帯主や被保険者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期入院したことにより、その者の収入が著しく減少した場合
- ・ 被保険者等の収入が、事業または業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少した場合
- ・ 被保険者等の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他類する理由により著しく減少した場合

※保険料の納付が困難であることなどが前提となりますので、減免基準に該当しても一律に減免が認められるものではありません。

一部負担金の減免

過去一年以内に、災害等の特別な事情により、一時的に一部負担金(病院の窓口で支払う本人負担分)の支払が困難と認められる場合には、一部負担金の減免や徴収猶予が受けられる場合があります。

【特別な事情】

- 1 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けたこと。
- 2 世帯主が死亡し、若しくは、心身に重大な障害を受け、又は長期間入院したことにより、収入が著しく減少したこと。
- 3 事業又は業務の休廃止、事業における損失、失業等により著しく収入が減少したこと。干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により著しく収入が減少したこと。